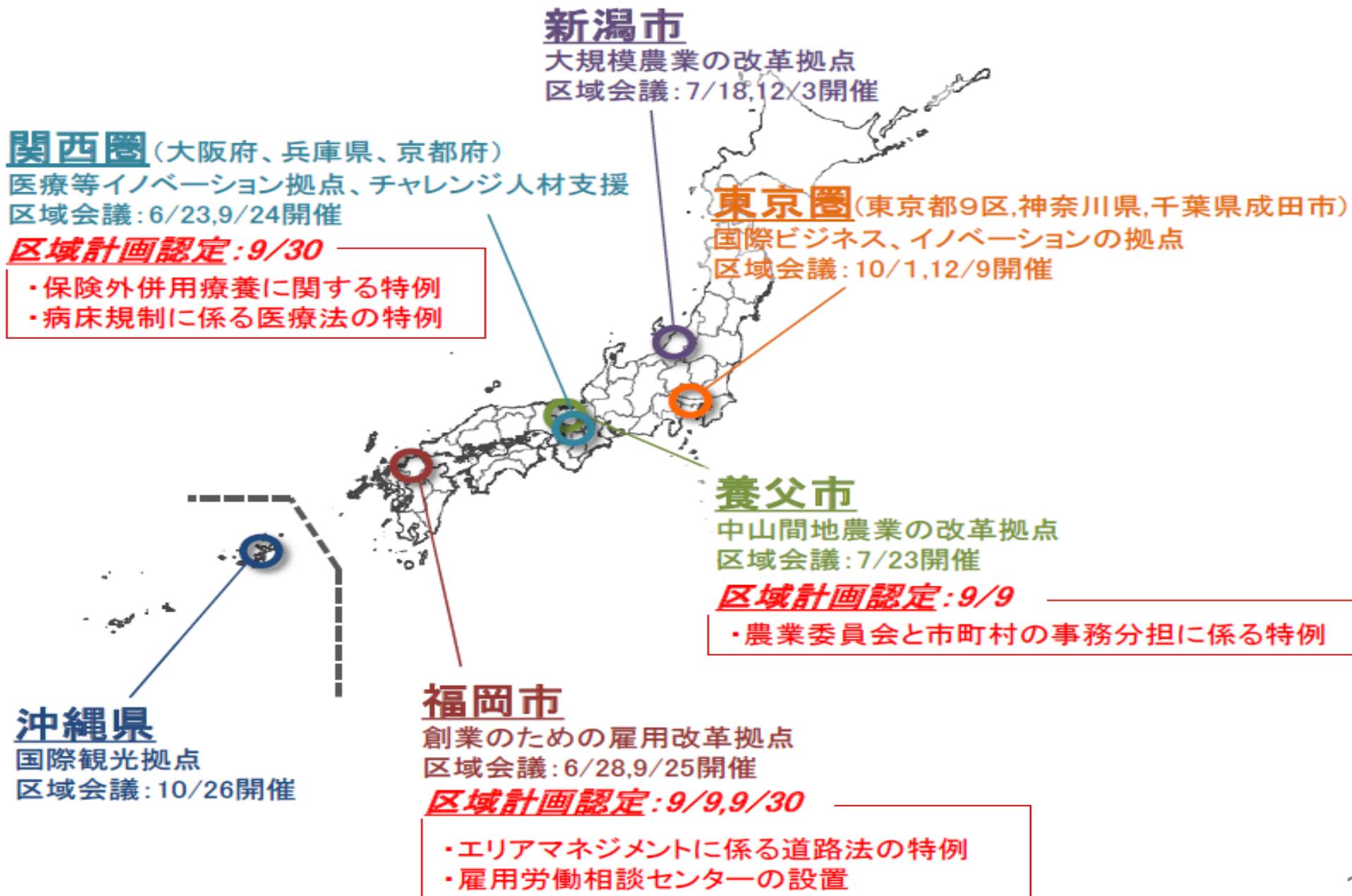


# 「国家戦略特区」について

平成26年 12月 13日

内閣官房 地域活性化統合事務局

## ◆各特区における区域会議の開催及び区域計画の認定の状況



# 国家戦略特区の「初期メニュー」

## 「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」〔10月18日 日本経済再生本部決定〕



※1 本資料は、参考までにイメージを記載したものであり、特区の内容がこれに限定されるものではない。

※2 ☆は特区関連法案に盛り込むもの。

経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図り、並びに地域の活性化を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法において、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。

## 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

○ (前略)地方自治体や民間の提案も踏まえ、以下の規制改革事項のうち国家戦略特区で取り組むべきものについては、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおいて、国家戦略特別区域法等に新たに追加すべく検討を進め、次期国会も含め、速やかに法的措置を講ずる。

## 国家戦略特別区域法の一部改正

### 外国人を含む開業促進など

#### 外国人の活躍環境の整備

##### ①創業人材等の多様な外国人の受入れ促進など☆

・創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「投資・経営」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円)の投資額」等)を緩和。【第16条の4】  
・クールジャパンに関わる外国人の活動を促進する施策の推進、情報提供等。【第37条の2】

##### ②外国人家事支援人材の活用☆

女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化。【第16条の3】

### 法人設立手続の簡素化・迅速化

##### ③ワンストップセンターの設置☆

外国人を含めた起業・開業促進のため、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。【第36条の2】

##### ④公証人の公証役場外における定款認証☆

公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化。【第12条の2】

### 規制改革による地方創生

##### ⑤医療法人の理事長要件の見直し

医療法人のガバナンス強化の観点から、都道府県知事が、医師以外の者を医療法人の理事長として選出する際の基準について、法令上明記した上で見直し、当該基準を満たす場合は迅速に認可。【第14条の2】

##### ⑥農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化

労働力確保が課題となる地域等において、高齢退職者が活躍できるよう、民業圧迫の恐れがなければ、シルバー人材センターが、週20時間ではなく、40時間の就業についても、派遣事業を行うことを可能化。【第24条の2】

##### ⑦地域限定保育士の創設 ☆

保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。【第12条の4】

##### ⑧NPO法人の設立手続きの迅速化

ソーシャルビジネスの重要な担い手でもある特定非営利活動法人の設立を促進するため、その設立認証手続における申請書類の縦覧期間(現行2か月)を大幅に短縮。【第24条の3】

##### ⑨国有林野の民間貸付・使用の拡大

国有林野の活用を促進するため、貸付等の面積(現行5ha)を拡大。【第16条の2】

### 民間ノウハウの活用など

##### ⑩公立学校運営の民間開放☆

グローバル人材の育成や個性に応じた教育等のため、教育委員会の一定の関与を前提に、公立学校の運営を民間に開放。【第12条の3】

##### ⑪官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国・自治体等に勤務する者をスタートアップ企業で働きやすくする仕組み(一定期間内に再び国・自治体の職員になった場合の退職手当の算定への配慮)を構築。【第19条の2、第36条の3】

## 構造改革特別区域法の一部改正

### (1) 公社管理有料道路運営の民間開放

地方道路公社が公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者が料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能化。【第28条の3】

### (2) 外国語による観光案内人材の育成

地方公共団体が行う研修を修了した者は、地域限定特例通訳案内士として、報酬を得て通訳案内業務を行うことを可能化。【第19条の2】

## 国家戦略特区における追加の規制改革事項等について

平成 26 年 10 月 10 日  
国家戦略特別区域諮問会議

- ◇ 2015年度までの2年間を集中取組期間とし、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いていく国家戦略特区については、「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、指定した特区の区域会議や、全国の地方自治体・民間からの提案も踏まえ、「ビジネス環境の改善・グローバル化」、「公的インフラ等の民間開放」、「持続可能な社会保障制度の構築」、「新たな地方創生モデルの構築」等の観点から、必要な規制改革事項を追加する。
  
- ◇ 具体的には、引き続き、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおける検討も踏まえ、以下の事項を規制の特例措置として具体化した上で、今臨時国会に提出する国家戦略特別区域改正法案に必要な規定を盛り込むなど、所要の措置を講ずる。

## 1. ビジネス環境の改善・グローバル化

◇ 新陳代謝による経済の活性化を促し、世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出するため、「起業・開業の促進」、「外国人の受入れ推進」などに関する以下の規制改革事項について、今臨時国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。

### (1) 外国人を含めた起業・開業促進のための各種申請ワンストップセンターの設置

- ・ 外国人を含めた起業・開業促進のため、登記、税務、年金、公証人による定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行う「ワンストップセンター」を設置する。

### (2) 公証人の公証役場外における定款認証

- ・ 公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、公証人が行う定款の認証について、発起人等が面前確認のために公証役場へ赴く負担を軽くするため、特区内に設置する「ワンストップセンター」において定款の認証を行うことが可能であることを明確化する。

### (3) NPO法人の設立手続きの迅速化

【後掲】

### (4) 外国人家事支援人材の活用

- ・ 外国人家事支援人材については、現在、外交官や高度人材などの外国人に雇用される場合にのみ入国・在留が認められているが、女性の活躍推進等の観点から、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人家事支援人材の入国・在留を可能とする。

#### **(5) 創業人材等の多様な外国人の受入れ促進など**

- ・ 起業家等の創業人材等の外国人の受入れを促進するため、地方自治体等による事業計画の審査等を要件として、「投資・経営」の在留資格に係る基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円)の投資額」のいずれかを満たすことを求めている現行の要件等)について、透明性を確保した上で、その特例を設ける。
- ・ また、アニメ・ゲーム等のクリエイターや和食料理人材など、クールジャパンに関わる外国人の活動を促進するための施策の推進、情報提供等を行う。

#### **(6) 外国での弁護士資格取得者の国内での活動推進**

- ・ グローバル化に伴う外国法に関する法律事務の提供を拡大するため、外国での弁護士資格取得者の国内での活動を推進する方策について、改正法案施行後半年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

#### **(7) 旅館業法の特例となる不動産について重要事項説明義務がないことの明確化**

- ・ 国家戦略特区における旅館業法の特例の活用を促し、一層の外国人の滞在ニーズに対応するため、当該特例の対象となる滞在施設には宅地建物取引業法の適用はなく、滞In者への重要事項説明が不要であることを明確化する。

## 2. 公的インフラ等の民間開放

◇ 民間のノウハウ・創意工夫等による投資を最大限に引き出すため、民間による公的インフラ等の管理・運営の解禁・拡大、官民間の人材移動等に関する以下の規制改革事項について、今臨時国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。

### (1) 公立学校運営の民間開放(民間委託方式による学校の公設民営)

- ・ グローバル人材の育成や個性に応じた教育など、多様な価値に対応した公教育を可能にするため、教育委員会の一定の関与を前提として、公立学校の運営を民間に開放する。

### (2) 国有林野の民間貸付・使用の拡大

【後掲】

### (3) 官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

- ・ 労働市場の流動性向上、特にスタートアップ企業における優秀な人材確保に資するため、大企業や国・自治体に勤務する人材をスタートアップ企業で働きやすくする(一定期間内に国・自治体に戻った場合には退職手当の算定について一定の配慮を行う。)枠組みを構築する。
- ・ このため、特区内に、「人材流動化センター(仮称)」を設置するとともに、公務員の移動などにつき必要な制度改革を行う。

### 3. 持続可能な社会保障制度の構築

◇ 我が国経済社会の持続的発展に必要な不可欠な社会保障制度の実現のため、医療、雇用、保育等に関する以下の規制改革事項について、今臨時国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。

#### (1) 医療法人の理事長要件の見直し

- ・ 理事長が医師であるか否かに関わらず、医療法人のガバナンスを強化するとの観点から、都道府県知事が、医師以外の者を理事長として選出する際の基準について、特区においては、法令上明記した上で見直し、当該基準を満たす場合は認可することとする。

#### (2) 農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化

- ・ 労働力確保が課題となる過疎地域等において、高年齢退職者が今まで以上に活躍できる場を広げるため、シルバー人材センターについて、区域内の労働力の需給状況等から民業圧迫の恐れがない場合には、同センターが、週20時間を目安とする「軽易な業務に係る就業」に加え、それ以外の就業(週40時間の就業)についても、派遣事業を行うことを可能とする。

#### (3) 「地域限定保育士」(仮称)の創設

- ・ 保育士不足解消等に向けて、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の試験の合格者には、3年程度当該都道府県内のみで保育士として通用する「地域限定保育士」(仮称)の資格(但し、国家戦略特区に係る他の都道府県との協議が整えば、当該他の都道府県でも保育士として通用する資格とする。)を与えられるよう、制度を整備する。

## 4. 新たな地方創生モデルの構築

◇ 「地方創生」を規制改革により実現し、地方の産業・雇用を創出するため、社会起業の促進や、第一次産業を始めとする地域の固有の資源を活かした産業分野に関する以下の規制改革事項について、今臨時国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。

### (1) NPO法人の設立手続きの迅速化

- ・ 地域における保健・医療、福祉、まちづくり・観光・農山漁村振興、環境保全等の様々な分野に関する社会的課題を解決し、新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、ソーシャルビジネスの重要な担い手でもある特定非営利活動法人(NPO法人)の設立を促進するため、その設立認証手続きにおける申請書類の縦覧期間を、2か月から大幅に短縮する。

### (2) 国有林野の民間貸付・使用の拡大

- ・ 国有林野の管理経営に関する法律に基づき、現在、国有林野の林地の貸付を受け、使用できる対象者は、その所在する市町村の住民等に限られており、対象面積も5ha以下とされている。
- ・ 規模が零細で単独では効率的な施業が実施困難な民有林の経営規模の拡大をはじめ、地域の産業振興を後押しする観点から、貸付・使用に関する対象者・対象面積の拡大を図る。

◇ 速やかに全国規模の規制改革を進める。

### (3) インターネットによる酒類販売の要件緩和

- ・ 地方の特産品等の販路拡大を図るため、特産品等を原料として、委託により製造された酒類については、受託製造者において前年度の出荷数量が3,000キロリットル以上の品目があっても、インターネットによる通信販売が可能となるよう要件を緩和する。

# 「国家戦略特区」 現状と課題①

## 1. 区域指定後、会議の立ち上げ

⇒ 「初期メニュー」を中心に、各区域における改革の見える化。  
具体的事業の開始。

◆ 2014年3月 6区域を指定（正式には5月）

6～7月 4区域の区域会議立上げ、区域計画（事業計画）作成。

9月 養父市・福岡市・関西圏から、計画認定・事業開始。

10月 残り2区域（東京圏・沖縄県）の区域会議立上げなど

12月 新潟市・東京圏も、計画認定・事業開始予定。

## 2. 規制改革メニューの追加

◆ “ダボス宣言”（2014年1月）「今後2年間で、特区で岩盤規制打破」

⇒ 秋の臨時国会において国家戦略特区改正法案提出

①「改訂成長戦略」（6月24日）における記載事項、

②区域会議での提示事項（区域計画案における記載事項）、

③全国の民間・自治体等からの「提案募集」（7月18日～8月29日）

の3つのルートから、「追加メニュー」を選定・折衝し、決定（10月10日）。

# 「国家戦略特区」 現状と課題②

## ◆ 国家戦略特区改正法案の「廃案による影響」

### ○ 「6指定区域」における追加改革メニューの実現遅延(半年遅れの可能性大)

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| ・ 公設民営学校     | … 関西圏(大阪市)           |
| ・ 家事支援人材     | … 関西圏(大阪府)、東京圏(神奈川県) |
| ・ 創業人材       | … 東京圏、関西圏、福岡市、新潟市等   |
| ・ 地域限定保育士    | … 神奈川県               |
| ・ シルバー人材センター | … 養父市                |
| ・ 道路コンセッション  | … 愛知県(構造改革特区)        |

など

# 「国家戦略特区」 現状と課題③

## ◆ 当面(12月～来春)の具体的施策

### (1) 区域会議による「初期メニュー関連の具体的事業」の見える化

- ・ 11月23日(日) 福岡市 エリアマネジメント民間開放:平副大臣出席
  - ・ 11月29日(土) 福岡市 雇用労働相談センター開所式
  - ・ 12月 3日(火) 第2回 新潟市 区域会議
  - ・ 12月 9日(月) 第2回 東京圏 区域会議
- ⇒ 年内に、区域会議で決定した計画を、諮問会議で認定

### (2) 次期通常国向け、追加の規制改革事項の選定

- ・ WG委員の拡充等により、前回は補って余りある追加規制改革事項を盛り込んだ法案の再提出

### (3) 「地方創生特区」を中核とした区域の追加(二次)指定

「自民党 重点政策集2014」

- ・ 地方創生を規制改革により実現し、新たな発展モデルを構築しようとする「やる気のある、志の高い地方自治体」を、**国家戦略特区における「地方創生特区」**として、早期にして指定することにより、地域の新規産業・雇用を創出します。

### (4) 法律事項以外の早期の制度改正実現(年内目途)

- ・ 政省令、告示・通達事項等
- ・ 東京都における「開業ワンストップセンター」の来春(4月)開設

# 国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）の概要①

## 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）（抄）

第5条第1項 政府は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならない。

### 第一 意義及び目標

- ・日本経済の再興のため、大胆な規制・制度改革を実行するための突破口。
- ・国が主導し、国・地方・民間が一体となって、国家戦略として日本経済の再生に資するプロジェクトを推進。
- ・東京オリンピック・パラリンピックも視野に、2020年をにらんだ中期目標を設定して取組を推進。
- ・2015年度末までを集中取組期間として、「岩盤規制」全般について速やかに具体的な検討を行い、突破口を開く。
- ・運用の原則は、次の3点。ア)情報公開の徹底、イ)スピードの重視、ウ)PDCAサイクルに基づく評価

### 第二 政府が実施すべき規制改革等の施策に関する基本的な方針

#### 1. 規制改革等の推進に関する基本的考え方

- ・規制・制度改革に終わりはなく、常に現場のニーズを把握し、規制・制度改革を推進

#### 2. 推進体制

- (1)国家戦略特別区域諮問会議（以下「諮問会議」という。）
  - ・内閣総理大臣主導の下、迅速・簡潔に実行できる体制。
  - ・調査審議の公平性・中立性の確保が重要（直接の利害関係者の審議不参加、情報の公開）。
- (2)国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）
  - ・国・地方・民間が一体となって推進できる体制。
  - ・迅速・適切に意思決定がなされるための運用上の工夫が必要（関係地方公共団体の長の意見集約・代表者選定、民間事業者の代表者の参加等）。

#### 3. 区域方針

- ・区域方針により、各国家戦略特区を性格付け、国・地方・民間の三者が方向性等を共有。
- ・区域方針は、区域指定と一体的に決定。

#### 4. 国家戦略特区の評価

- ・区域計画の実施が及ぼす経済的社会的効果を、数値化等も含めできる限り具体的に設定。
- ・評価項目は、次の項目。
  - ア)特定事業の進捗状況、イ)経済的社会的効果、ウ)目標の達成状況、エ)規制の特例措置の活用状況・効果（弊害も含む。）等
- ・地方公共団体及び事業者が評価を行った上で区域会議が評価を実施し、内閣総理大臣へ報告。
- ・内閣総理大臣は、評価結果について、公表するとともに、諮問会議から意見を聴取。
- ・諮問会議は、関係府省庁の意見聴取を行い、規制の特例措置の全国展開も含め、調査審議。
- ・評価結果を踏まえ、区域計画の変更、認定の取消、指定の解除等適切に措置。

#### 5. 関連施策との連携

- ・国家戦略特区の提案で構造改革等に資するものは構造改革特区制度との連携等により対応。

## 第三 国家戦略特区の指定に関する基準等

### 1. 指定基準

- ・区域指定の検討は、透明性を確保し、可能な限り定量的な指標も活用しつつ、客観的な評価に基づき実施。
- ・指定範囲は、基本的に、以下の二類型を想定。
  - ア) 都道府県又は一体となって広域的な都市圏を形成する区域を指定する「比較的広域的な指定」
  - イ) 一定の分野で明確な条件を設定して、革新的な事業を連携して強力に推進する市町村を絞り込んで特定し、地理的な連担性にとらわれず指定する「革新的事業連携型指定」
- ・指定は、以下の事項を基準。
  - ア) 区域内の経済的社会的効果
  - イ) 全国的な効果も含めた波及効果
  - ウ) プロジェクトの先進性・革新性等
  - エ) 地方公共団体の意欲・実行力
  - オ) プロジェクトの実現可能性
  - カ) インフラや環境の整備状況
- ・「比較的広域的な指定」の場合には包括性・総合性、「革新的事業連携型指定」の場合には革新性が必要。
- ・先行的な区域指定に当たり、措置された規制の特例をできるだけ全て活用できるよう努める。
- ・指定数は厳選。当面、先行的に指定する数は特に絞り込む。

### 2. 指定手続

- ・内閣総理大臣が諮問会議・関係地方公共団体の意見を聴いた上で、政令で指定。

## 第四 区域計画の認定等

- ・区域計画は、国家戦略特区担当大臣、地方公共団体の長及び民間事業者が、相互に密接な連携の下に協議した上で、三者の合意により作成。
- ・内閣総理大臣は、区域計画の認定をできるだけ迅速に実施。
- ・関係大臣は法令に適合する限り同意。不同意の判断をする場合は、諮問会議において調査審議。

## 第五 政府が講ずべき措置についての計画

### 1. 規制の特例措置

- ・「国家戦略特別区域における規制改革事項等の検討方針」に従い、必要な措置を着実に実行。
- ・「検討方針」に盛り込まれた事項は、当面措置すべきものにすぎず、追加の規制・制度改革についてスピード感をもって検討し、確実に実現。
- ・これまでの地方公共団体、民間企業等からの提案については、洗い出し等により検討。
- ・区域会議は、取組を具体化する中、民間事業者から、随時、追加の規制・制度改革について意見聴取し、これを実現。
- ・併せて、提案の募集を活用しつつ、必要な追加の規制・制度改革について速やかに措置。

### 2. 金融上の支援措置

- ・先駆的な研究開発等を行うベンチャー企業等が借入れを行う場合に利子補給金を支給。

## 第六 政府が講ずべき新たな措置に係る提案募集

- ・現場の声を重視して規制・制度改革を進めるため、取組の具体化に応じて提案募集を実施。
- ・少なくとも年に2回は、提案募集を実施。

- 本日ここに、国家戦略特区の指定区域と、それぞれの区域ごとの改革の方針を示すことができました。まずは、今年1月以来、集中的、迅速に審議を進めていただいた、議員の皆様に感謝を申し上げます。
- 昨年6月、私が国家戦略特区を提起して以来、「スピード」と「実行」を重視してまいりました。早速、秋の国会で国家戦略特区法が成立しました。そこには、病床規制の緩和、雇用ルールの明確化、農業委員会の見直し、公設民営学校の解禁など、過去何年も手が付けられなかった、いわゆる岩盤規制改革を盛り込むことができました。
- 次のステップとして、これらの規制改革を実行するため、地域と事業を具体化しなければなりません。本日お示した指定区域の中で、「東京圏」、「関西圏」といった広域的な大都市圏は、世界から人材・資本・技術が集まる「国際ビジネスやイノベーションの拠点」として、都市再生、医療、雇用、教育などの分野における総合的な規制改革を実現してまいります。
- また、やる気に満ちあふれた自治体である「新潟市」、兵庫県の「養父(やぶ)市」、「福岡市」は、農業や雇用といった岩盤規制分野の「改革拠点」として、農地流動化や、ベンチャー・創業支援を強力に推し進める突破口となります。
- さらに膨大な観光資源を持つ「沖縄県」も含め、この6か所の国家戦略特区では、具体的な事業計画について、早いものは夏までに国・自治体・民間が一体となってまとめることとしたいと思えます。
- 発案から1年もたたずに、国家戦略特区という「岩盤規制を打破するためのドリル」を実際に動かせる体制が整いました。このスピード感をさらに加速し、今後2年間で岩盤規制改革全般をテーブルに載せ、突破口を開いていく決意であります。
- 安倍政権の規制改革に終わりはありません。また聖域もありません。被災地を含め、大胆な規制改革提案があれば、今後とも柔軟かつスピーディーに対応し、事業計画の深掘りや、新たな具体的な地域の指定にもつなげていく考えであります。